

第 28 回教育研究評議会議事要録

1 日 時 平成 18 年 3 月 22 日 (水) 13:30 ~ 17:00

2 場 所 事務局第 1 会議室

3 議 事

(1) 長崎大学経営協議会委員 (学外委員) に係る意見聴取について

議長から、長崎大学経営協議会規則第 3 条第 1 項第 4 号により、経営協議会の学外委員については教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命することとなる旨の説明があった後、資料 1 に基づき、平成 18 年 4 月 1 日付けで経営協議会委員 (学外委員) として 10 名を任命することについて提案があり、意見聴取の結果、提案どおり了承された。

(2) 平成 18 年度年度計画 (案) について

議長から、平成 18 年度年度計画について審議の提案があった後、理事 (企画担当) から、本件については、2 月 24 日開催の教育研究評議会において審議し、概ね了承されている旨と、3 月 6 日開催の計画・評価本部において加除修正を行った旨の説明があった。引き続き、同理事から、資料 2 に基づき、加除修正を行った事項についての説明と、理事 (財務担当) から、別添 1 に基づき、年度計画の予算関係部分についての説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

なお、本件については、3 月 23 日開催の経営協議会で審議し 3 月 28 日開催の役員会で議決後文部科学省へ届け出る旨と、今後の審議の過程で修正が必要な箇所が出てきた場合は学長に一任願いたい旨の説明があった。

(3) 長崎大学中期目標・中期計画における重点研究課題の選定及びその研究水準 (COE 研究水準、学内重点研究水準) に関する申し合わせ (案) について

議長から、長崎大学中期目標・中期計画における重点研究課題の選定及びその研究水準 (COE 研究水準、学内重点研究水準) に関する申し合わせについて審議の提案があった。引き続き、理事 (研究・国際交流担当) から、本件については、2 月 24 日開催の教育研究評議会にて原案を提示し、各部局に持ち帰り検討願っていた旨の説明があった後、本申し合わせについて審議の結果、原案どおり了承された。

なお、重点研究課題の具体的な選定の方法については、今後変更される可能性がある旨の説明が加えられた。

(4) 長崎大学学則等の一部改正について

議長から、長崎大学学則等の一部改正について審議の提案があった。引き続き、理事 (教育・情報担当) から、資料 4 - 1 に基づき、薬学部の薬学科を 6 年制課程の薬学科及び 4 年制課程の薬科学科に改組すること、工学部の第 3 年次編入学定員を

20人から10人に減ずること、薬学部及び工学部において転学科を認めることとなった機会に、転学科及び転課程に関する規定を整備すること、教育学部の情報文化教育課程において高等学校教諭一種免許状の所要資格を取得することができるようにすることによる改正である旨と、長崎大学学則の改正内容について説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

次に、同理事から、資料4-2に基づき、医歯薬学総合研究科に新たに熱帯医学専攻（修士課程）及び保健学専攻（修士課程）を設置すること、生産科学研究科博士前期課程の入学定員を変更することによる改正である旨と、長崎大学大学院学則の改正内容について説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

次に、同理事から、資料4-3に基づき、医歯薬学総合研究科に新たに熱帯医学専攻（修士課程）及び保健学専攻（修士課程）を設置すること、医歯薬学総合研究科新興感染症病態制御学系専攻の学位及び専攻分野の名称として、新たに学位（歯学）を加えること、薬学部の薬学科を6年制課程の薬学科及び4年制課程の薬科学科に改組することによる改正である旨と、長崎大学学位規則の改正内容について説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(5) 長崎大学における学科長の職務、選考等に関する規則の一部改正について

議長から、長崎大学における学科長の職務、選考等に関する規則の一部改正について審議の提案があった。引き続き、理事（企画担当）から、資料5に基づき、工学部の再編に伴い、学科に置く講座を学部に置く講座とするため、学科長を置かないこと、薬学部を6年制課程の薬学科と4年制課程の薬科学科の2学科に再編することに伴い、新たに学科長を置くことによる改正である旨と、本規則の改正内容について説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(6) 長崎大学に置く講座、学科目等に関する規則の一部改正について

議長から、長崎大学に置く講座、学科目等に関する規則の一部改正について審議の提案があった。引き続き、理事（企画担当）から、資料6に基づき、医歯薬学総合研究科保健学専攻の設置により、医学部保健学科の全教員が同専攻に置く講座の所属とすること及びこれに伴い医学部保健学科の全講座を廃止し、学科目を新設すること、薬学部が6年制課程の薬学科と4年制課程の薬科学科に改組されることに伴い、両学科に置く学科目を整備すること、工学部の教員組織の再編に伴い、学科に置く講座を廃止し、新たに学部に講座を置くこと、医歯薬学総合研究科の教育研究分野の再編により、講座の名称変更及び新設をすることによる改正である旨と、本規則の改正内容について説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(7) 長崎大学評価基礎データベースシステム管理規程の制定について

議長から、長崎大学評価基礎データベースシステム管理規程の制定について審議の提案があった。引き続き、理事（企画担当）から、資料7に基づき、本学が受ける法人評価、認証評価等に計画的、効率的及び迅速に対応するために構築する長崎大学評

価基礎データベースシステムの管理及び運用並びにシステムに蓄積されたデータの取扱い、保護等に関し必要な事項を定めるために制定する旨と、本規程の内容について説明があり、各部局等に持ち帰り検討願ひ意見等があれば4月20日(木)までに総務部企画課へ文書で提出するよう依頼があった。

なお、長崎大学評価基礎データベースシステムについては、4月11日の本格稼働を予定している旨の説明があった。

(8) 長崎大学旅費関係規程等の一部改正について

議長から、長崎大学旅費関係規程等の一部改正について審議の提案があった後、理事(財務担当)から、資料8-1に基づき、当該規程等の主な改正内容について概要の説明があった。引き続き、同理事から、長崎大学職員給与規程の改正に伴い、旅費の支給に適用する職務の級の見直しを行うこと、海外拠点を設置したことによる関係規定を整備すること等による改正である旨と、長崎大学旅費規程については資料8-2に基づき、長崎大学旅費細則については資料8-3に基づき、長崎大学外国人研究員旅費規程については資料8-4に基づき、長崎大学船舶乗組員等に関する旅費支給規程については資料8-5に基づき、それぞれ改正内容の説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(9) 長崎大学広報企画委員会規則及び長崎大学情報公開・個人情報保護委員会規則の一部改正について

議長から、長崎大学広報企画委員会規則及び長崎大学情報公開・個人情報保護委員会規則の一部改正について審議の提案があった。引き続き、理事(教育・情報担当)から、資料9-1に基づき、広報企画委員会の委員の構成を見直し、学長が指名する理事、副学長又は学長補佐を委員に加え、当該理事、副学長又は学長補佐を委員長に充てること及び事務組織の再編に伴い、図書館部が廃止され、その業務が新たに設置される学術情報部に移行することによる改正である旨と、本委員会規則の改正内容について説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

次に、同理事から、資料9-2に基づき、情報公開・個人情報保護委員会の委員の構成を見直し、学長が指名する委員の対象として理事又は副学長のほかに新たに学長補佐を加え、当該理事、副学長又は学長補佐を委員長に充てることによる改正である旨と、本委員会規則の改正内容について説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(10) 長崎大学教務委員会規則及び長崎大学教育改善委員会規則の一部改正について

議長から、長崎大学教務委員会規則及び長崎大学教育改善委員会規則の一部改正について審議の提案があった。引き続き、理事(教育・情報担当)から、資料10-1に基づき、教務委員会における大学院教育に係る事項の審議を充実させる観点から、すべての研究科から教務を担当する教授を本委員会に参加させることなどによる改正である旨と、本委員会規則の改正内容について説明があり、審議の結果、原案どおり

了承された。

次に、同理事から、資料10-2に基づき、本学における大学院教育の教育改善に係る事項の審議及び調整を行う観点から、すべての研究科から教育改善を担当する教授を教育改善委員会に参加させることなどによる改正である旨と、本委員会規則の改正内容について説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(11) 長崎大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則の一部改正について

議長から、長崎大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則の一部改正について審議の提案があった。引き続き、理事（社会貢献・人事担当）から、資料11に基づき、学生と教職員の「人間の尊厳」が守られる教育研究環境を確立及び維持させる観点から、既存のセクシュアル・ハラスメントのほかアカデミック・ハラスメントその他のハラスメントの防止及び排除並びにそれらのハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応に関し必要な事項を定めるための改正である旨と、本規則の改正内容について説明があった。

これに対し、第20条の「相談員及びカウンセラーは、相談に訪れた者を支援する立場で相談に応じなければならない」の表現に関し、より適切な表現が望ましいとの意見が出され、審議の結果、第20条については本会議における意見を踏まえ修正することとし、その他原案どおり了承された。

また、審議の過程で、同理事から、相談員及びカウンセラー等が相談等を受けた後の報告の流れについて、ガイドラインを作成する旨の説明があった。

(12) 長崎大学における学内規則の制定手続等に関する規程の制定について

議長から、長崎大学における学内規則の制定手続等に関する規程の制定について審議の提案があった。引き続き、理事（企画担当）から、本規程の趣旨説明があった後、総務部長から、資料12に基づき、本学における学内規則の種類、制定改廃に関する手続等に関し必要な事項を定めるために制定する旨と、本規程の内容について説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(13) 長崎大学内部監査規程の制定について

議長から、長崎大学内部監査規程の制定について審議の提案があった。引き続き、理事（財務担当）から、資料13に基づき、本学自らが行う監査に関し必要な事項を定めるために制定する旨と、本規程の内容について説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(14) 長崎大学環境配慮の方針について

議長から、長崎大学環境配慮の方針について審議の提案があった。引き続き、理事（社会貢献・人事担当）から、環境報告書の作成にあたっては、事業活動に係る環境配慮の方針を記載する必要がある旨の説明があった後、副学長（評価・環境担当）か

ら，資料 1 3 に基づき，長崎大学環境配慮の方針（案）について説明があり，審議の結果，原案どおり了承された。

1 0 報告事項

(1) 理事，監事，副学長及び学長補佐の任命並びに教育研究評議会及び連絡調整会議の構成員について

議長から，資料 1 5 に基づき，平成 1 8 年 4 月 1 日付けで就任する理事，監事，副学長及び学長補佐，並びに教育研究評議会及び連絡調整会議の構成員について，報告があった。

(2) 部局長等の選考結果について

議長から，平成 1 8 年 3 月 3 1 日付けで任期満了となる部局長等の後任に関し，各部局の教授会，各センターの計画委員会における選考結果として，次のとおり報告があった。

医学部長 河野 茂（医歯薬学総合研究科教授）

医歯薬学総合研究科長 朝長万左男（医歯薬学総合研究科教授）

情報メディア基盤センター長 本多正幸（医歯薬学総合研究科教授）

共同研究交流センター長 古川睦久（生産科学研究科教授）

環東シナ海海洋環境資源研究センター長 松岡數充（理事）

(3) 長崎大学国際連携研究戦略本部規則の一部改正について

理事（研究・国際交流担当）から，資料 1 6 に基づき，国際連携研究戦略マネージャーの名称を副本部長に改めること，本部長の選考について，理事のほか，副学長及び学長補佐からも学長が指名することができるようにするための改正である旨と，本規則の改正内容について報告があった。

(4) 長崎大学職員兼業規程の一部改正について

理事（社会貢献・人事担当）から，資料 1 7 に基づき，非営利団体等の兼業の許可に関しては，職責が重大な職を兼ねる場合は兼業の許可をしないこと，営利企業であっても当該営利企業の事業に直接関与しない場合は許可の対象とすること及び短期間の兼業に係る取扱いについて規定すること，勤務時間内に行う場合であっても許可することができる兼業先として，その公共性を考慮し，新たに独立行政法人を加えること，大学の社会貢献を推進する観点から，公益性の高い審議会等の委員等を兼ねる場合は，報酬の有無にかかわらず，従事回数が年間数回程度に限り勤務時間内に行うことができるようにすること，本学の個別の入学試験に係る問題作成等に係る業務については，特殊勤務手当の対象とすることに伴い，本学が利用している大学入試センター試験の問題作成等に係る独立行政法人大学入試センターの教科科目に関する委員会等の委員を兼ねる場合においても勤務時間内に行うことができるようにすることによる改正である旨と，本規程の改正内容について報告があった。

また、同理事から、参考資料に基づき、同規程第3条第1項の「職責が重大な職を兼ねる場合」等に関する取扱いについては、学長裁定として別途定める旨の説明が加えられた。

(5) 長崎大学産学官連携推進機構（仮称）の設置について

理事（社会貢献・人事担当）から、資料18に基づき、本学の産学官連携活動、知的財産の創出と活用、ベンチャー起業支援活動を、全学一体的な管理体制のもと、総合的かつ機能的に実施するため、長崎大学産学官連携推進機構を設置することについて説明があり、本機構の設置準備に関し必要な事項を審議するために長崎大学産学官連携推進機構設置準備委員会を設置することについて報告があった。

(6) 平成18年度実施の長崎大学事務組織の見直しについて

事務局長から、資料19に基づき、法人化後の事務処理の実態に即した事務組織の見直しを行うため、平成18年度に実施する本学の事務組織の改編内容について報告があった。

(7) 長崎大学文教キャンパスマップについて

理事（教育・情報担当）から、資料（パンフレット）に基づき、大学を市民に広く開放する目的で広報企画委員会が作成した長崎大学文教キャンパスマップ「CHOなび ぶんきょう編」Ver.1について報告があった。

(8) その他

ア 管理職手当の廃止及び新設について

理事（社会貢献・人事担当）から、管理職手当に関し、学科長手当を廃止すること及び副部局長手当を新設することについて報告があった。なお、副部局長手当の支給要件については、副部局長に関する部局規程を制定すること、部局長の推薦により学長が任命する副部局長とすること、1部局に2人以内を支給の対象とすることと、平成18年5月から実施を予定している旨の説明があった。

イ 4月及び5月の教育研究評議会の開催日時について

総務課長から、4月及び5月の教育研究評議会の開催日時について連絡があった。

ウ 評議員等の退任について

議長から、3月末日で退任する評議員、監事及び副学長の紹介があった。

エ 部課長等の異動について

事務局長から、部課長等の異動について紹介があった。

以 上